

学校いじめ防止プログラム

月	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	P D C A		
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等			いじめ不登校対策委員会等	
4	対面式 P T A総会 参観日	縦割り清掃活動（通年）	<道>いじめ①	学校基本方針の確認と目標の共有	アンケート 教育相談	毎週火曜日に学年会を実施し、学年内のいじめの状況について学年で情報共有 ↓ 職員会議で月一回全校のいじめの状況について報告し、情報を共有	P T A総会（基本方針の説明） 学級懇談	計画・目標作成	P D
5		児童会によるいじめ防止についての取組決定	<特>いじめ①		アンケート（持ち帰り） 教育相談		学校通信でのいじめ防止活動報告		
6	全校懇談	○縦割遊び（異学年）	<道>いじめ②		アンケート 教育相談		全校懇談（基本方針の説明）		
7	情報モラル講話		<特>いじめ②	人権教育研修	第2回アンケート 教育相談		職員アンケート	C	
8				アンケートの分析と取組の改善の協議			個人面談での相談	中間評価と取組の改善	A
9	運動会	運動会での異学年交流	<道>いじめ③		アンケート（持ち帰り） 教育相談	※緊急の事案については随時対策委員を開催 ※アンケートの分析、取組の改善原案作成			P D
10			<特>いじめ③		アンケート 教育相談		学校基本方針について保護者・地域アンケート		
11			<道>いじめ④		アンケート（持ち帰り） 教育相談			保護者・地域アンケートの分析	
12		異学年交流会			県アンケート アンケート 教育相談		学校通信でのいじめ防止活動報告		
1			<特>いじめ④	アンケートの分析と取組の改善の協議	アンケート（持ち帰り） 教育相談			中間評価と取組の改善	C
2	いじめ防止講話		<道>いじめ⑤		第3回アンケート 教育相談		学校通信でのいじめ防止活動報告	年間評価	A
3				今年度の反省と次年度取組事項の協議	アンケート（持ち帰り） 教育相談			次年度計画作成	

早期発見・事案対処マニュアル

① いじめの把握

いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサイン（チェックリスト）を、教職員及び保護者で共有し、早期発見を目指します。

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見 ○ 養護教諭による発見
- アンケート調査による発見 ○ 教育相談による発見
- 児童（本人）の保護者からの情報 ○ 学校以外の関係機関からの情報

② いじめの報告（いじめ対策委員会の開催）

いじめ把握者は、いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報し、早期解決を目指します。

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導主事→教頭→校長

③ 【事実確認・方針決定】（いじめ対策委員会における協議）

いじめの事実を確認した場合には速やかに校内ケース会議を開き、調査の方針について決定します。

- 事実関係の把握 ○ いじめ認知の判断 ○ 指導方針の確認 ○ 個別指導の検討
- 役割分担 ○ 全教職員による共通理解 ○ 関係機関との連携

④ 【いじめへの対処】（いじめ対策委員会による対処）

- いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

- いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

- いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後は2度としないことを約束させる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

○ いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに当該児童同席の上面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

○ 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す○ いじめを行った児童への指導

○ 周囲の児童への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをした、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

○ 教育委員会への報告

○ 関係機関への相談（スクールカウンセラー、SSW、警察等）

○ いじめの解消の判断

いじめを受けた児童

⑤【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- ・ 事実の整理、指導方針の再確認
- ・ 必要に応じて外部の専門家等による助言

○ 学校体制の改善・充実

- ・ 生徒指導体制の見直し・改善
- ・ 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
- ・ 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- ・ 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し
- ・ 豊かな心を育てる指導の工夫
- ・ 分かる授業の展開や生徒指導の三機能を生かした指導など、授業改善の取組

○ 家庭、地域との連携強化

- ・ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- ・ アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
- ・ PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成

年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

		項 目	時 期
いじめ防止のための措置	児童が主体となった活動	○異学年交流会の実施	通年
		○学級での話し合い活動の実施	毎月 1 回
		○縦割り清掃活動の実施	通年
		○高学年を中心とした朝のボランティア活動の推進	通年
	教職員の主体となった活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開(生徒指導の三機能を生かした授業)	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年
		○教育相談の設定	毎月 1 回
		○教科や総合的な学習の時間を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年 ※年間単元計画に基づく
		○外部講師による研修会の実施	年 1 回
		○PTA総会での学校の方針説明	4 月
		○学校通信を活用したいじめの防止活動の報告	学期 1 回
		○学校公開（オープンスクール）の実施	1 0 月
		○保護者を対象とした研修会の開催	8 月
いじめの早期発見の措置	○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙 2、3 参照	通年	
	○教育相談の設定	毎月 1 回	
	○学校独自のアンケートの実施	毎月	
	○県下一斉のアンケートの実施	1 2 月	
	○職員会議での情報の共有	通年	
	○進級時の情報の確実な引き継ぎ	通年	
	○過去のいじめ事例の蓄積	通年	

※計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。